

国の第3次食育推進基本計画の概要について

- 食育基本法（平成17年6月17日法律第63号）第16条に基づき、「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に作成。
- 計画期間：平成28年度～32年度までの5年間
- コンセプト：「実践の環を広げよう」

第3次食育推進基本計画の概要

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

(1) 重点課題

- ① 若い世代を中心とした食育の推進・・・若い世代自身が取り組む食育の推進、次世代に伝えつなげる食育の推進
- ② 多様な暮らしに対応した食育の推進・・・様々な家族の状況や生活の多様化に対応し、子供や高齢者を含む全ての国民が健全で充実した食生活を実現できるような食体験や共食の機会の提供
- ③ 健康寿命の延伸につながる食育の推進・・・健康づくりや生活習慣病の予防のための減塩等及びメタボリックシンドローム、肥満・やせ、低栄養の予防などの推進
- ④ 食の循環や環境を意識した食育の推進・・・食の生産から消費までの食の循環の理解、食品ロスの削減等の推進
- ⑤ 食文化の継承に向けた食育の推進・・・和食、郷土料理、伝統食材、食事の作法など伝統的な食文化への理解等の推進

(2) 基本的な取組方針

- ① 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- ② 食に関する感謝の念と理解
- ③ 食育推進運動の展開
- ④ 子供の食育における保護者、教育関係者等の役割
- ⑤ 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- ⑥ 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山村漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- ⑦ 食品の安全性の確保等における食育の役割

第2 食育の推進の目標に関する事項

(1) 目標の考え方

食育を国民運動として推進するためにふさわしい定量的な目標を設定。特に第3次基本計画では、重点課題を踏まえた目標を新たに設定

(2) 食育の推進に当たっての目標（別紙）

第3 食育の総合的な促進に関する事項

(1) 家庭における食育の推進

(2) 学校、保育所等における食育の推進

(3) 地域における食育の推進

(4) 食育推進運動の展開

(5) 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

(6) 食文化の継承のための活動への支援等

(7) 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(1) 多様な関係者の連携・協働の強化

(2) 地方公共団体による推進計画の作成等とこれに基づく施策の促進

(3) 積極的な情報提供と国民の意見等の把握

(4) 推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用

(5) 基本計画の見直し